

安定ヨウ素剤の備蓄および配布方針について（案）

1 対象区域

長浜市および高島市の滋賀県版UPZ内とする。

UPZ以遠については、原子力規制委員会におけるPPA対策の検討を待つて検討する。

2 基本方針

県は、緊急時の配布に備えて、安定ヨウ素剤を購入し、適切な場所に備蓄することとし、事前配布は行わない。

3 配布・服用指示のタイミング（検討に当たっての前提条件）

(1) 国（原子力規制庁）の見解

屋内退避や避難時の服用に備えて備蓄することは想定しているが、配布・服用の指示を出す具体のケースは想定していない。

正確な回答は、作成中の問答集や説明会で説明する。

(2) 可能性のある想定

- ① 現時点で、予防的な即時避難を実施する可能性のある地域はない。
- ② EAL：全面緊急事態となった時点で、屋内退避の指示が想定される地域である。
- ③ OILに基づく避難指示は、プルーム通過後である可能性が高いが、避難指示と併せて安定ヨウ素剤服用の指示が出されることがある。



【想定1】屋内退避中に配布・服用の指示が出た場合

→緊急時の各戸配布は、具体の配布方法や医師・薬剤師等の関与、副作用への対応などに課題がある。

→PPA対策に係る国の方針が示された後に検討する。

【想定2】地面に落ちた放射性ヨウ素の舞い上がり等による内部被ばくのリスクを考慮し、半減期である放出後約8日間以内に避難する場合は、服用するとした場合（明確な見解なし）

⇒UPZ域の避難指示を国が出すとき、安定ヨウ素剤の服用が必要と国が判断するときは服用の指示を併せて出すこととなる。

【想定3】発電所からの放射性ヨウ素の放出が長期間継続しているなかで、避難指示が出た場合

【前提条件のまとめ】

想定2、想定3を前提に、原子力規制委員会から避難指示と同時に安定ヨウ素剤の服用指示が出ることを想定して備蓄場所等の検討を行う。

4 備蓄場所

【県関連施設】

- ①湖北健康福祉事務所（長浜保健所）
- ②高島健康福祉事務所（高島保健所）
- ③UPZ内の県立高校

【長浜市・高島市関連施設】

- ①市役所
- ②市が指定する避難集合場所（一時集結所）
- ③UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等
※避難集合場所に指定されている学校については、避難住民への配布分を含む。

【病院】

- ①初期被ばく医療機関（長浜市・高島市内に限る。）
市立長浜病院
長浜市立湖北病院
高島市民病院
- ②二次被ばく医療機関
長浜赤十字病院

5 配布場所

【県関連施設備蓄分】

- ①湖北健康福祉事務所（長浜保健所）（防災業務関係者への配布）
- ②高島健康福祉事務所（高島保健所）（防災業務関係者への配布）
- ③救護所（スクリーニング場所での服用確認および未服用者への配布）
- ④UPZ内の県立高校（避難時の生徒・教職員への配布）

【市関連施設備蓄分】

- ①市役所（避難時の配布、一時滞在者への配布、防災業務関係者への配布）
- ②避難集合場所（避難時の配布）
- ③UPZ内の小中学校、保育所幼稚園等（避難時の児童・生徒等、教職員等の配布）

【病院での備蓄分】

入院患者用、被ばく患者用を想定

※社会福祉施設の対応は、避難計画の検討と併せて、今後検討を行う。

6 健康福祉部医務薬務課の意見

- ① 備蓄していた安定ヨウ素剤を、避難集合場所で速やかに配布・服用させるためには、事前配布の手続きを参考に、平常時から医師による住民説明会を行い、問診票等により既往症等の情報をあらかじめ把握しておくことが必要である。

(年1回程度実施し、情報更新および住民周知を徹底。関与する医師は地元診療所に協力を求めることが適当。被ばく医療機関の医師を関与させることは避けたい。)

平常時から上記の準備をしておくことで、緊急時に市職員が速やかに配布・服用させることが可能となる。

- ② 避難集合場所で医師が住民に問診を行った後に配布することは、非常に時間がかかり現実的でない(避難開始が遅れるおそれが高い)。



財源措置も含めて、国に要請していく。

7 今後の進め方

(1) 計画、マニュアルへの反映

備蓄場所および配布場所については、今年度中に決定し、滋賀県広域避難計画に記載する。

配布および服用の手順については、今後、国の方針を踏まえ、健康福祉部を中心に検討を進め、被ばく医療マニュアルに記載していく。

(2) 検討課題

- ① 具体の備蓄スケジュール
- ② 社会福祉施設における備蓄方針
- ③ 緊急時における配布・服用のための課題(前述6のとおり)について、国に検討を要請
- ④ 乳幼児向け粉末剤の備蓄方法(個々の保育所、幼稚園に備蓄するか否か。)